

国土交通省九州地方整備局長 岩崎泰彦様

2014年1月23日 日本共産党熊本県委員会

熊本県議会議員 松岡徹

日本共産党南部地区委員会

八代市議会議員 笹本サエ子

芦北町議会議員 坂本登

瀬戸石ダムは、撤去が”妥当“

1、球磨川は宝

蒲島郁夫熊本県知事は、2006年(平成20年)9月11日、「球磨川は宝」と位置付け、川辺川ダム中止を表明し、その後、国交省九州地方整備局を含めた「ダム以外の治水を検討する場」が設置され、「ダム以外治水を極限まで追究する努力が積み重ねられています。

瀬戸石ダムより約10キロ下流の荒瀬ダムは撤去工事が進められており、常時開門によって、下流及び八代海の環境の改善、漁業の回復が顕著にみられます。

自然再生推進法は、「自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行われなければならない」(第3条、基本理念)としています。

瀬戸石ダムを撤去し、球磨川、八代海を再生するために、国交省がその責務を果たすことを強く求めるものです。

参考のために、以下、2008年9月11日の樺島知事発言と蒲島知事が設置した「川辺川ダム事業に関する有識者会議」報告書(平成20年8月)での鷺谷

いづみ東京大学教授は、「意見」を紹介します。

蒲島知事発言

「私にとってこの数ヶ月間は、極めて貴重であったと同時に、苦悩に満ちた時間であったと、いま改めて思います。それは、この問題が、人命の危険や、自然・環境に対してどう向き合うのかという人間社会のあり方を問う、極めて今日的な問題であり、言い換えれば、その選択のいかんによって、これまでの政治や行政のあり方を根本的に変えることになりかねないほど難しい課題であるということ、今、心から感じているからです。」

「そもそも治水とは、流域住民の生命・財産を守ることを目的としています。日本3大急

流のひとつ球磨川は、時として猛威をふるい、そこに住む人たちの生命・財産を脅かすことのある川です。だからこそ治水が必要となります。そして、河川管理者である国は、その責任を全うするため、計画的に河川整備に取り組んでいます。このことは、まぎれもなく政治と行政が責任をもって果たすべきものです。

しかし、守るべきものはそれだけでしょうか。私たちは、『生命・財産を守る』というとき、財産を『個人の家や持ち物、公共の建物や設備』と捉えがちです。しかし、いろいろな方々からお話を伺ううちに、人吉・球磨地域に生きる人々にとっては、球磨川そのものが、かけがえのない財産であり、守るべき『宝』なのではないかと思うに至ったのです。」

「そのような『球磨川という地域の宝を守りたい』という思いは、そこで生まれ育った者でしか理解できないような価値観かもしれません。全国一律の価値基準として『生命・財産を守るためのダム建設』という命題とは相反するものです。

しかし、この『ローカル』とも言うべき価値観は、球磨川流域に生きる人々にとって、心の中にしっかりと刻みこまれているような気がします。また、その価値を重んじることが、自分の地域を自らが守り、発展させていこうという気概を起こさせることとなります。わが国において真の地方自治を実現するためにも、このような地域独自の価値観を大切にす機運を盛り上げていくことが求められているのではないのでしょうか」

「私の判断は、過去、現在、未来という民意の流れの中、現在私たちが生きているこの時点から、私たちの世代が見通せる将来までの期間において、県民の幸福のためにいかなる選択が最善かを考えて行ったものです」

鷺谷いづみ氏「意見」

「地域のこれからの経済的なサステナビリティ（持続可能性）にとって、特に重要と思われるのは、アユなど淡水魚の恵み、清流ゆえに可能なレクリエーション機会の提供、『清流』というイメージが地域外に、この地域自治体をアピールする効果、である。第三次産業が今後どのように発展し、第一次産業を引っ張ることができるかは、ご多聞にもれず、ここでも地域の将来に係る重要な問題だが、これら『清流』にかかわる生態系サービスを失って、この地域が持続可能な経済を築くことができるかどうか、大いに疑問である。ダムのない川は、今では希少な存在となっている。その恵みをうけ、折り合いも付けつつ、豊かに発展する社会が川とともにつくる生態系社会システムは、『世界遺産』にもふさわしい価値を持つ。荒瀬ダムの撤去により自然の回復が進めば、そのこと自体が世界的にも注目され、多くの旅行者や滞在者を確保することにつながるだろう。おそらく荒瀬ダム撤去にかかわる費用は、それがもたらす長期的な経済効果と比べれば、それほど多大とはいえないだろう」

2、河川構造令ではダムゲート幅は40m。瀬戸石ダムのゲート幅は15m

河川構造令第38条は、計画高水量4000m³以上の河川の「可動堰の可動

部の径間長」(隣り合う堰柱の中心線間の距離)を40mと定めています。瀬戸石ダムの堰柱間隔(ゲート幅)は15mです、河川管理施設等構造令の基準の半分以下です。瀬戸石ダムは、構造令に照らすと「問題あり」のダムです。河川管理施設等構造令は、その附則で「構造令が施行された昭和51年に現存する施設については、(改築に莫大な費用がかかることから)規定を適用しないことにしている。」としていますが、解説・河川管理施設等構造令では「遡及適用しないことにしている。・・・しかしながら、洪水、高潮等による災害の発生を未然に防止することは、河川法本来の目的であり、現に存する河川管理施設等の安全性を確保するため、その維持管理に万全を期すとともに、構造令に規定する基準に著しく適合しないものについて改良工事又は応急措置を計画的に推進することによりできるだけ構造令に適合する施設に改築することは、河川行政本来の姿であることを十分認識しておく必要がある。」としています。

前回の瀬戸石ダムの水利権更新は30年前の昭和59年であり、当然、「解説・河川管理施設等構造令」の趣旨で指導がおこなわれたはずです。また、3年ごとの定期検査によっても度々指導が行われてきたはずです。

しかし、電源開発は、抜本的な対策を放置してきました。

国交省もまた、河川管理者としての責任をあいまいにして、治水の観点、構造などの河川管理上の観点からの審査と指導を厳格に行うことなく、現状にいたっています。

「水利権の更新」という大きな節目の機会であり、瀬戸石ダムを現状のまま存続させることは、河川構造令に著しく背くものであり、法令順守の立場に立って、「存続」ではなく、「撤去が妥当」と判断すべきです。

3、球磨川水系治水計画検討業務報告書では、瀬戸石ダム改修や撤去案

「川辺川ダムを考える住民討論集会」の際の国交省の開示文書の一つに「平成13年度球磨川水系治水計画検討業務報告書」があります。

この「報告書」では、荒瀬ダム、瀬戸市ダム上流の堆砂状況調査のうえに立って、両ダムのゲートの改良、撤去について、費用試算も含めて明らかにしています

「報告書」では、瀬戸石ダムについて、「(土砂の)堆積傾向は続いている」として、「ダム上流に堆積している土砂の排砂を目的」に、「河道中央部付近に」排砂ゲートを設置する。排砂ゲートの敷高を現況ゲートより5m切り下げるとし、それらに伴う費用は26億6400万円と試算しています。

さらにダムを撤去した場合(9億9300万円)、撤去し新たにダムを新設する場合(111億3500万円)、それぞれ費用試算を行っています。

このことは、すでに撤去が決まり、撤去工事が進められている荒瀬ダムとと

もに、瀬戸石ダムも、ゲート改修、撤去が、国交省の「想定内」であったというを示しています。

荒瀬ダムは撤去、瀬戸石ダムは、すんなり存続ということはありません。

4、荒瀬ダムも瀬戸石ダムも「総合判定A」

「ダム検査規定」第4条にもとづく定期検査（検査日平成25年5月27日）の結果、瀬戸石ダムは、「総合判定A」となっています。

「総合判定A」は、Bの「一部問題はあるが、全体的には問題ない」、Cの「全体的には問題ない」と異なり、「ダムおよび当該河川の安全管理上重要な問題があり、早急な対応を必要とする」というものです。

現在撤去工事が進められている荒瀬ダム（熊本県企業局）も、ダム検査規定による定期検査の結果、「総合判定A」（検査日2002年5月20日）でした。

国交省は判定にもとづき、熊本県知事に対して、対応すべき課題として、「堆砂対策」「水質対策」「洪水被害対策」「護岸補修」について指摘を行っています。熊本県は、この指摘を真摯に受けとめ、ダム湖内の堆砂の除去、道路側壁の補修、洪水被害補償などのダム管理対策、赤潮対策、泥土の除去、下流への土砂補給、河川環境の向上策、塵芥の除去など9項目を具体化しています、

こうした対策と発電機やダムゲートなどの主要設備の取り換え、メンテナンス等を合わせると、約73億円超の費用を試算しています。

これらをふまえて、荒瀬ダムの存廃を検討した結果、荒瀬ダム存続は、「技術的にも費用的にも困難」ということで「ダム撤去」が選択肢に入り、潮谷知事（当時）の「荒瀬ダム撤去表明にいたっています。

堆積ヘドロ・土砂、護岸の痛み、アオコ、赤潮の発生、悪臭、振動、騒音等々、洪水被害、環境劣化、住民の長年の苦難など、瀬戸石ダムも荒瀬ダムも同じです。荒瀬ダムは撤去、瀬戸石ダムは存続といった、矛盾した選択の余地はありません。

5、ダム管理の資格が問われる電源開発

国交省の文書によるとダム検査規定にもとづく定期検査は、瀬戸石ダムの場合、平成14年から2年に1回（計6回）実施され、そのすべてで判定Aが下され、「ダム湖の堆積土砂により洪水被害が発生する恐れがある」と指摘されています。

にもかかわらず、電源開発は抜本的な対策をとってきませんでした。平成14年から昨年5月の検査まで、連続して判定Aとなっていることが何よりの証拠です。

電源開発は、水利権更新が迫る平成23年になって、判定Aとして「堆積土

砂による洪水被害」が指摘されてから10年もたつて、「瀬戸石調整池 堆砂処理計画」を明らかにしています。しかもその中身は、水利権延長（申請）期間である20年間の半分である、平成36年までかかるというもので、さらにそれ以降は10年に1回の処理というもので、非常識かつ無責任極まるものです。

「宝」である球磨川に、河川横断構造物を設置、管理する資格も能力も、電源開発にはありません。国交省として毅然たる判断をすべきです。

6、瀬戸石ダムは、危険。重大な災害の要因に

近年の「想定外降雨」による山腹崩壊や洪水から球磨川中流域の安心安全のためには、瀬戸石ダムの撤去が不可欠です。

川辺川ダム住民討論集会で、国土交通省側（ダム建設推進側）の論者として参加した小松利文氏（現・九州大学名誉教授）は、1昨年7月の九州北部豪雨などの検証を行った国交省も深く関与した研究会、シンポジウムで、「近年の気候変動下の水・土砂災害にどう備えたらよいか」として、「河川横断構造物の危険性」として、「近年、地球温暖化によると思われる災害外力の増大下では、現存する取水ダム、橋梁、堰、頭首工などの河川横断構造物が洪水に対して更に水位を上昇させる等、非常に危険な状態を招くことが近年の洪水災害から明らかになってきた。従ってこれらの河川横断構造物のチェック、改善、撤去などが急務となっている。また土砂だけでなく流木の影響も合わせて考慮した河川計画・管理が不可欠となっている。治水の根幹は『洪水の水位を下げる。1cmでも10cmでも下げる』ことであり、このことを忘れてはならない」「電力会社管理の河川構造物や橋の点検・見直しが急務である」と指摘しています。

この指摘は、瀬戸石ダムにも明白に当てはまるものです。

瀬戸石ダムの竣工は1958年であり、やがて60年にもなります。コンクリートの寿命等からしても、「想定外」の洪水、巨大な流木・岩石等の流下に対して耐えられるのか。ひとつ間違えば、甚大な被害を生じることになりかねません。国交省として責任が持てるのでしょうか。

7、水利使用許可の判断基準—治水上その他公益上の支障「有り」

水利使用許可の判断基準は、「公益上の支障の有無」として、「流水の占有のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が河川法第26条第1項（工作物の新築等の許可）の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。」「水利使用に係る土地の占有及び工作物の新築等は、当該水利使用の目的を達成するために必要な最小限度のものである必要があります。」（国交省ホームページ）としています。

1から6まで指摘した諸点は、「水利使用により治水上その他の公益上の支障

を生じる」ものです。

水害、河川環境・住環境の悪化等の要因である瀬戸石ダムは撤去すべきです。撤去することにより、川辺川から八代海まで、ダムのない一級河川として球磨川は、清流を取り戻し、八代海にも恵みをもたらすこととなります。球磨川の河川管理者である国交省の英断を強く求めるものです。